

違法・有害情報対策活動報告

2016年1月～12月



一般社団法人セーフインターネット協会
Safer Internet Association

SIA の活動趣旨

一般社団法人セーフインターネット協会（SIA）は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって 2013 年 11 月に設立された団体です。青少年を含めスマートフォンの利用が一般化し、SNS、動画投稿・共有サイト、まとめサイトやメッセージアプリなど多様なサービスが普及するなか、インターネットがもたらす利便性は一段と高まるとともに、その弊害に対する懸念も強まっています。児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグや覚せい剤等の違法薬物の販売情報、犯罪に巻き込まれるおそれのある情報など、インターネット上にはさまざまな違法・有害情報が流通しており、こうした状況への対策が求められています。

SIA は、このような問題に対して、実態を踏まえた実効的な対策を講じ、トラブルの解決、被害の軽減などを通じて、安全なインターネット環境の実現に貢献していくことを目的に活動しています。SIA は、インターネットに対する信頼を築き、維持することが、インターネットという私たちの日常生活や知的活動の基盤を継続的に発展させる上で重要だということを実感しています。SIA は、インターネットのもたらす正の側面を喧伝するだけでなく、負の側面に対しても実態を踏まえた実効的な問題解決を進め、インターネットに対する信頼を築くための活動を進めてまいります。

会員一覧

■ 正会員



ヤフー株式会社



アルプスシステムインテグレーション株式会社



ピットクルー株式会社

■ 賛助会員



株式会社ミクシィ



株式会社サイバーエージェント



さくらインターネット株式会社



アマゾンジャパン合同会社



GMO グローバルサイン株式会社



かっこ株式会社



AOS データ株式会社

■ 協力企業



トレンドマイクロ株式会社

2017年6月現在

1. ホットライン活動 — 違法・有害情報の削除に向けた取り組み —

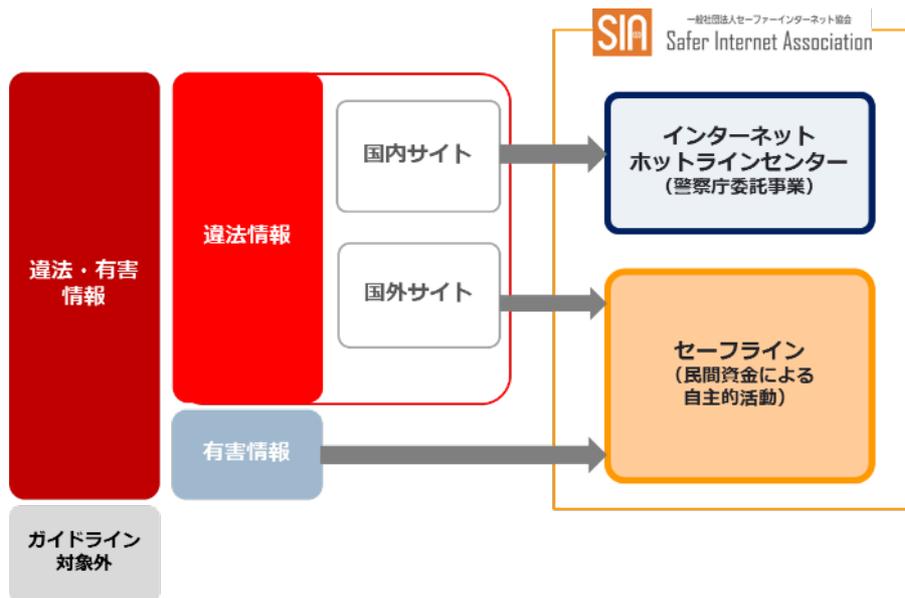
(1) ホットライン活動の概要

SIA では、警察等の関係機関と連携しながら、インターネット・ユーザーの皆様から通報されたインターネット上の違法・有害情報の削除を促す活動を行っています。こうした活動は「ホットライン活動」とも呼ばれ、世界各国で同様の取り組みが進められています。SIA は、2013 年 11 月から民間企業の自主的取り組みとして「セーフライン」と呼ばれるホットラインの運用を日本で開始し、違法・有害情報に関する通報を受け付けてきました。

また、SIA では、警察庁の委託事業として運営されてきた「インターネット・ホットラインセンター」(IHC)¹についても、2016 年 4 月から警察庁の委託を受けて運営を行っています。したがって、2017 年 6 月現在、日本における 2 つの主要なホットライン活動 (IHC、セーフライン) はいずれも SIA によって運用されています。

この 2 つのホットライン活動は、互いの活動が重複しないように業務を分担して実施されています。具体的には、警察庁委託事業である IHC は国内サイトに掲載された違法情報を取り扱い、民間の自主取り組みであるセーフラインは国外サイトに掲載された違法情報と、国内および国外サイトに掲載された有害情報を取り扱っています。

IHC とセーフラインが対象とする違法・有害情報



¹ 日本におけるホットライン活動は、セーフラインが活動を開始する以前の 2006 年から警察庁の委託事業として「インターネット・ホットラインセンター」(IHC) が運営されてきました。

こうした SIA のホットライン活動は、IHC については警察庁委託事業であること、セーフラインについても民間の自主的取り組みではあるものの恣意的な運用がなされればインターネット上の表現活動に萎縮を招くことになりかねないことから、各ホットラインにおいて透明性を確保するための措置を講じています。IHC においては運営委員会と運用ガイドライン検討協議会²を設置し、セーフラインにおいては外部専門家によるアドバイザリーボード³を設置しています。これらの会議体には、法学研究者、弁護士、児童福祉団体、関係事業者等が参加し、活動状況、実績等について一定期間ごとに評価等を行ったり、ガイドラインや運用等がインターネット上に流通する情報をめぐる状況に対応しているかを検討し、必要に応じて見直しを行っています。

こうしたホットライン活動は日本だけの動きではなく、特に EU 諸国を中心に各国にホットラインの機能を担う組織が置かれ、相互の連携も深まっています。代表的な組織としては、児童ポルノに関して各国のホットラインが連携する母体である INHOPE⁴が挙げられます。SIA も 2016 年より、INHOPE に加入し、各国のホットラインと連携しながらインターネット上の児童ポルノの削除等に当たっています。

(2) ホットライン活動の概要

IHC とセーフラインでは、インターネット上の違法・有害情報について、ウェブサイトに通報フォームを設け、一般のインターネット・ユーザーの皆様から違法・有害情報に関する通報を受け付けています。また、セーフラインでは、特に深刻な被害をもたらす違法・有害情報（児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグ等）に対しては、自ら能動的にサイトパトロールを実施し、積極的に問題情報の把握に努めています。

SIA では、このようにして把握した情報のうち、運用ガイドライン⁵に基づき違法または有害と判断された情報に対して、警察への通報とともにサイト管理者やプロバイダへの削除要請などを実施しています。

² 運営委員会および運用ガイドライン検討協議会のメンバーについては、IHC のホームページをご覧ください。<http://www.internethotline.jp/pages/about/construction>

³ 委員として、宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授、曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科 教授、長瀬貴志 山崎法律事務所 弁護士。法律顧問として、森亮二 英知法律事務所 弁護士。

⁴ International Association of Internet Hotlines <http://www.inhope.org/gns/home.aspx>

⁵ IHC ホットライン運用ガイドライン <http://www.internethotline.jp/pages/guideline/index>

セーフライン 運用ガイドライン https://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf

違法・有害情報の対応フロー（セーフラインの例）



セーフライン通報画面⁶



IHC 通報画面⁷



なお、警察庁委託事業である IHC と異なり、セーフラインは、民間の自主的活動としてより柔軟な対応が可能であることから、以下の 2 点に注力しています。

① 国外サイトへの直接の削除依頼

私たちが普段利用しているインターネット上のサイトは、日本語表記のサイトであっても、外国の企業や個人によって運用されていたり、日本の企業や個人によって運用されていても外国のサーバーを利用して運用されていることがあります。外国のサーバーで運用されているサイトを、ここでは仮に

⁶ セーフライン通報画面 <https://www.safe-line.jp/>

⁷ IHC 通報画面 <http://www.internethotline.jp>

「国外サイト」と呼ぶと、現在、国内で問題となるインターネット上の違法・有害情報のうち、その多くが国外サイトに掲載されています。

国外サイトに掲載された情報は、たとえ日本では違法であっても海外では違法でない場合もあり⁸、国外サイトに削除依頼を出しても依頼どおりに情報が削除されるとは限りません。セーフラインでは、たとえ海外では必ずしも違法とはいえない情報であっても、日本の事情や被害者の実情を伝え、削除の必要性を訴えることで、相応に削除がなされるのではないかとの考えのもと、国外サイトに対しても英語等で直接削除依頼を出しています。 詳細な数字は次のパートでご紹介しますが、これまでのところ、たとえ国外サイトであっても多くの情報が削除されています。

② **新たな社会問題への迅速・柔軟な対応**

セーフラインでは、社会問題の実態に迅速かつ柔軟に応じられるよう、ホットライン活動に取り組んできました。新たに社会問題となったりリベンジポルノや危険ドラッグ販売情報などを 2014 年に違法情報に指定し、また、海外での日本人殺害事件等をきっかけに遺体・殺害行為の動画像などを 2015 年に有害情報に指定するなどして、削除依頼等を行ってきました。

⁸ 例えば、日本では、性器が露出した成人の姿態の動画像は、「わいせつ」に該当する違法情報ですが、米国では性器が露出しているだけでは、その動画像が違法とは判断されません。

2. 違法・有害情報対策活動状況

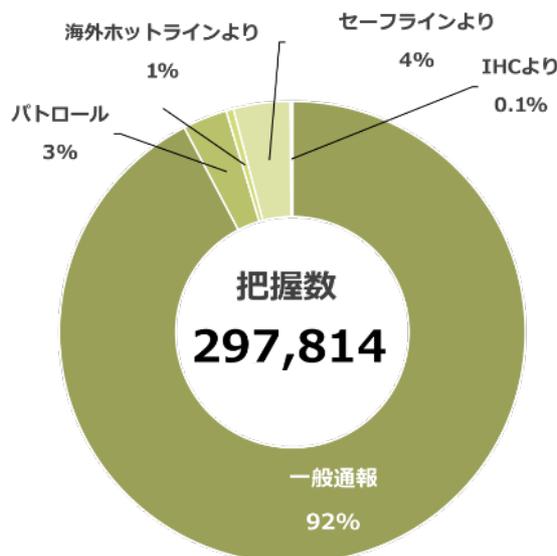
(1) 通報・パトロールで把握した情報の件数

2016年にSIAが二つのホットライン（IHC、セーフライン）を通じて把握した情報は合計297,814件でした。これらの情報をガイドラインに基づき分類すると、「違法情報」が47,341件、「有害情報」が2,027件、「ガイドライン対象外」が248,446件でした。



通報種類内訳：全体として情報の大半が一般からの通報

二つのホットラインを通じて把握した情報297,814件のうち、92%が一般の方々からの通報によるものです。セーフラインが行うサイトパトロールは全体の3%となっています。その他は、海外ホットラインからの情報連携、IHCとセーフラインの相互の情報提供などにより構成されています。



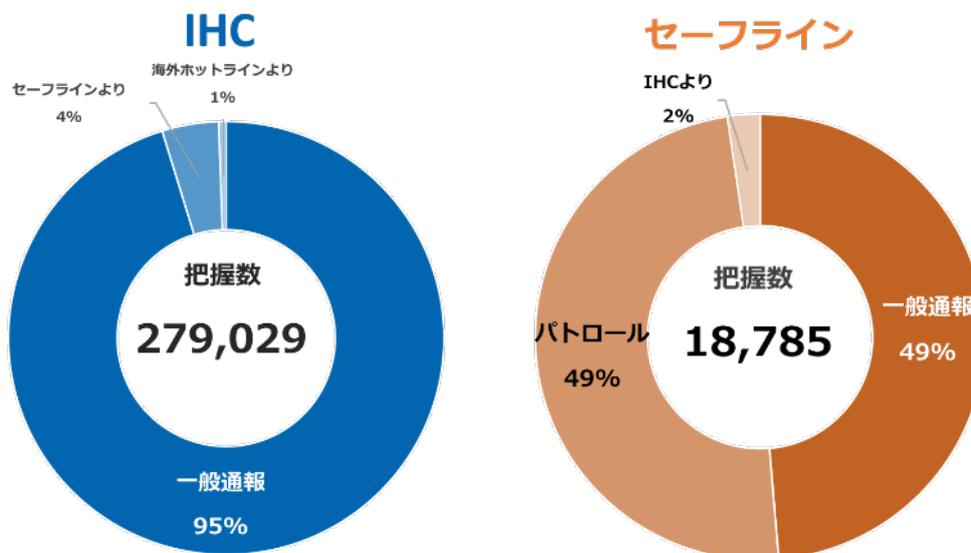
IHC とセーフラインそれぞれのホットライン別に通報種類の内訳をみると以下のような特色があります。

①IHC は大半が一般からの通報

IHC の把握総数の 95%が一般からの通報によって占められています。次にセーフラインからの情報提供が 4%、INHOPE に加盟する海外ホットラインからの提供情報（日本国内に蔵置される児童ポルノ情報）が 1%となっています。

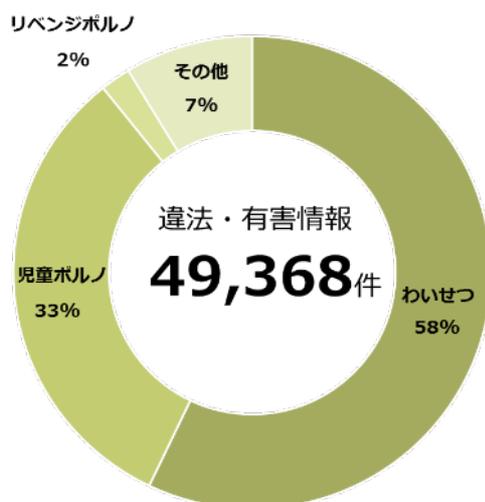
②セーフラインは約半分がパトロールによるもの

セーフラインは一般からの通報受付と並行して、違法情報が多く掲載されているサイトのパトロールを行っています。パトロールの構成比は全体の約半分の 49%を占めています。



違法・有害情報の内訳

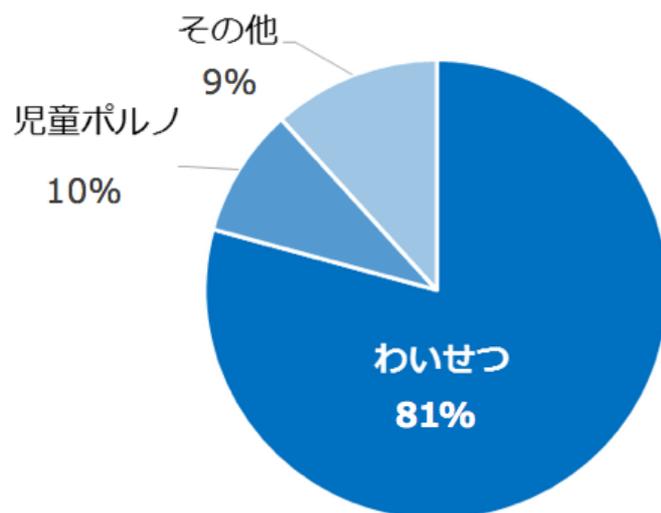
IHC とセーフラインにおいて、違法情報 (47,341 件) または有害情報 (2,027 件) と分類された 49,368 件の内訳を見ると、「わいせつ」が 58%、「児童ポルノ」が 33%、「リベンジポルノ」が 2%、「その他」が 7%となっています。



違法・有害情報の内訳をそれぞれのホットライン別に見ると以下のような特徴があります。

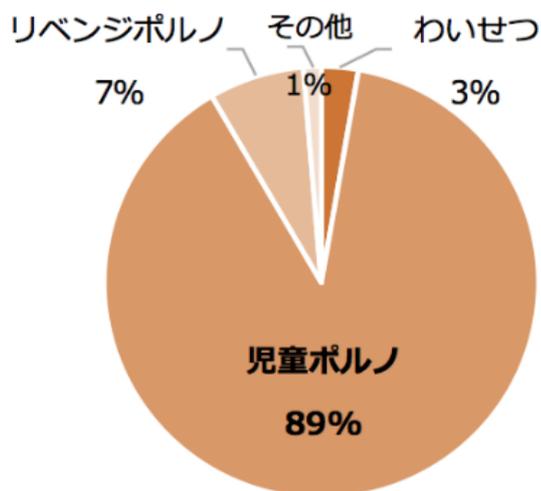
① IHC で把握した違法・有害情報の約 8 割が「わいせつ」

一般通報の多い IHC では、把握した違法・有害情報のうち、「わいせつ」が 81%と大半を占め、次いで「児童ポルノ」が 10%でした。



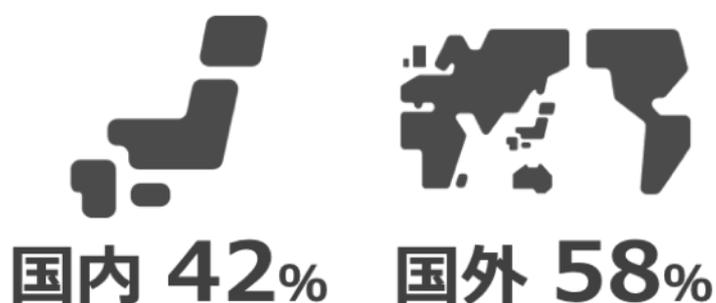
②セーフラインで把握した違法・有害情報の約9割が「児童ポルノ」

セーフラインでは、通報受領と並行して違法情報掲載サイト、特に児童ポルノ掲載サイトに重点をおいたパトロールを行なった結果、違法・有害情報の89%が「児童ポルノ」となっています。次いで「リベンジポルノ」が全体の7%を構成しています。



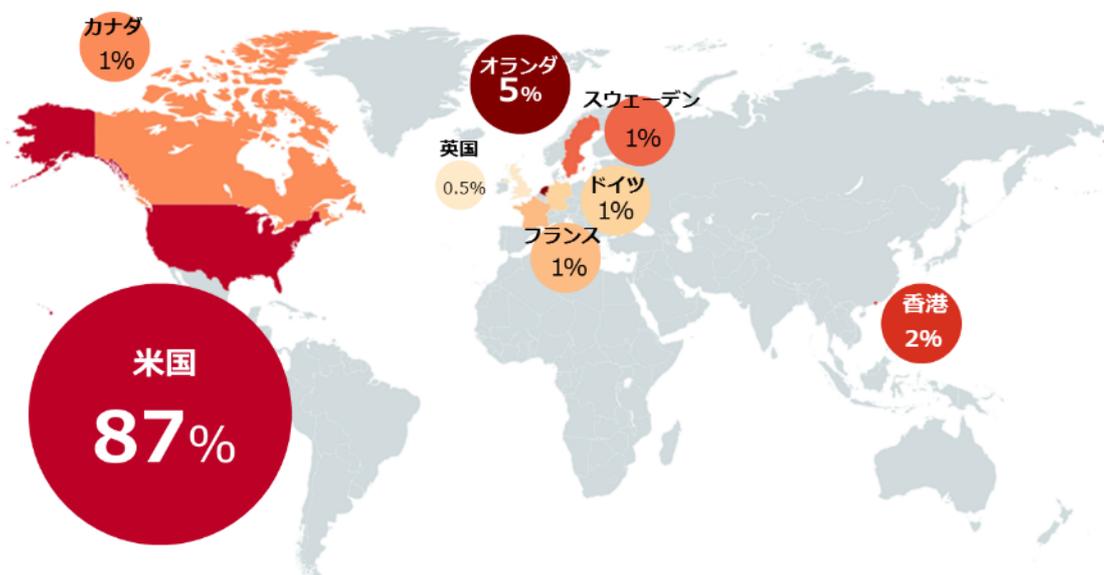
(2) 違法・有害情報掲載サイトの所在地

IHC、セーフラインが把握した違法・有害情報の蔵置先をみると、国内サイトが42%、国外サイトが58%であり、多くの違法・有害情報が国外サイトに掲載されています。



※サイトの所在地は、対象サイトのIPアドレスの登録情報に基づいて分類

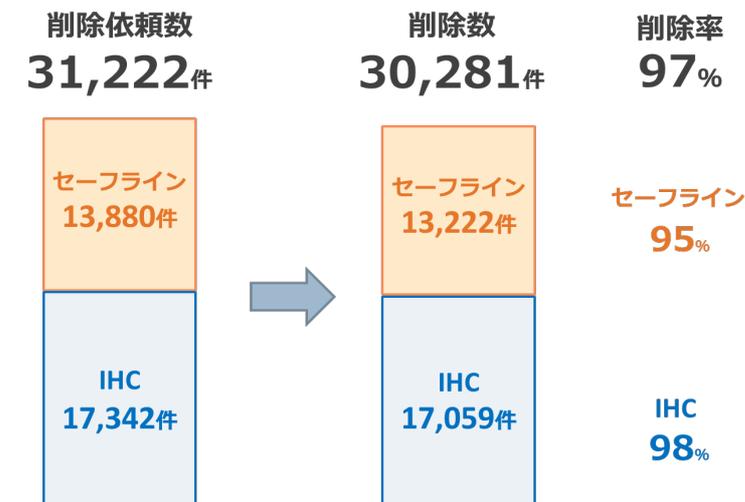
さらに国外の情報を国別に見てみると、米国が87%を占め、そのあとにオランダ5%、香港2%と続きます。



※違法・有害情報のうち国外サイトに掲載されたものから計算

(3) 削除状況

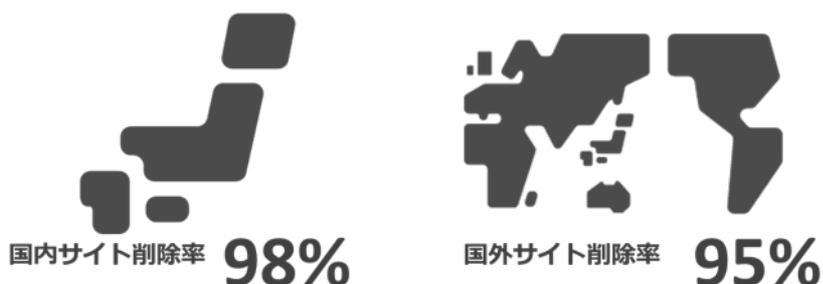
2016年にIHC、セーフラインから、国内外の違法・有害情報を掲載するサイトの管理者やプロバイダに対し削除依頼を行なった件数は合計で 31,222 件、このうち 97%にあたる 30,281 件が削除されました。



それぞれのホットライン別で見ると、IHC では削除依頼 17,342 件のうち、98%にあたる 17,059 件が削除され、セーフラインでは削除依頼 13,880 件のうち、95%にあたる 13,222 件が削除され、両ホットラインとも高い削除率を達成しています。

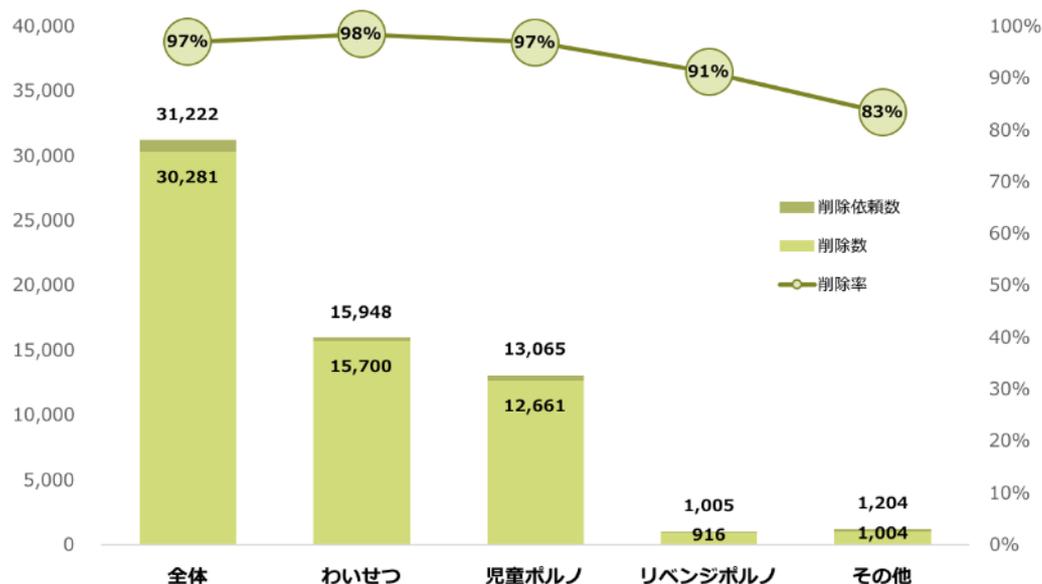
国内外サイトの削除率の比較

セーフラインでは、国外に蔵置される違法・有害情報についても削除依頼を行っています。日本の国内法で違法と判断される情報であっても外国では違法と判断されないこともあります。実際のところ、国内と国外の削除率に大きな差はありません。国内サイトの削除率は 98%、国外サイトは 95%といずれも高い削除率を達成しています。



主要分類別の削除状況

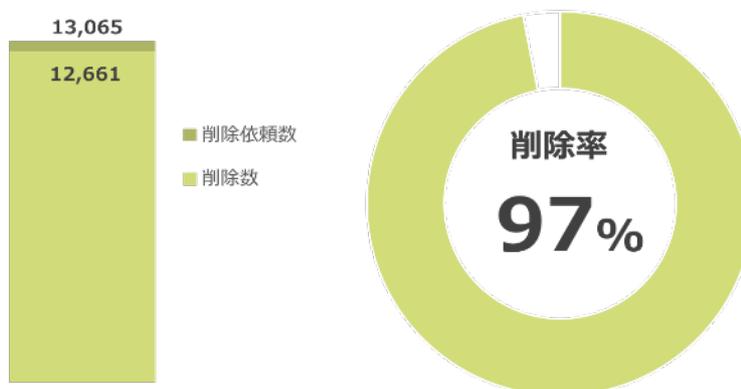
主要分類別の削除状況を見ると、「わいせつ」、「児童ポルノ」に対してそれぞれ98%、97%と高い削除率を実現しています。また、セーフラインが対応している「リベンジポルノ」についても91%と高い削除率となっています。



SIA が対応している違法・有害情報のうち、個人に深刻な被害をもたらすものとして特に重点的に対応している「児童ポルノ」と「リベンジポルノ」についての詳細は以下のとおりです。

①児童ポルノ

通報受付とパトロールで把握した国内外の児童ポルノ掲載サイトに削除依頼した件数 13,065 件のうち、97%にあたる 12,661 件が削除されました。



児童ポルノの削除率は97%と非常に高くなっていますが、この背景として、児童ポルノ情報については日本国内のみならず、海外でも違法情報に該当するケースが多く、削除依頼を受けたサイト管理者およびプロバイダ側も削除に応じやすいという点が挙げられます。児童ポルノが掲載されているケースで多いのは、画像アップロードサイトに児童ポルノ画像が掲載され、その画像へのリンクが一般の電子掲示板や愛好家専用の電子掲示板に掲載されるようなケースです。

なお、IHCではINHOPEに加盟する海外のホットラインが把握した日本国内に蔵置される児童ポルノ情報について情報提供を受けて削除依頼を行なっています。また、国外に蔵置される児童ポルノ情報については、INHOPE加盟各国のホットラインに情報提供をおこなっています。さらに、セーフラインでは児童ポルノ掲載サイトに能動的なサイトパトロールを行い、把握した児童ポルノ情報が国外に蔵置されている場合は、国外サイトに直接削除依頼を行っています。

②リベンジポルノ

国内外のリベンジポルノ掲載サイトに削除依頼した件数 1,005 件のうち、91%にあたる 916 件が削除されました。



SIA が開設した被害者向けの啓発サイト⁹の開設やメディア掲載の増加により SIA のリベンジポルノへの取り組みの認知が向上したことで、リベンジポルノの相談数は昨年から大幅に増加しました。

リベンジポルノ被害者向け啓発サイト



リベンジポルノ画像など情報の流出先としては、アダルト動画配信サイト、一般の動画配信サイト、SNS 等が多い傾向にあります。被害相談をいただく案件の中には、すでに多数のサイトに情報が拡散してしまっている場合があります。多くのサイトに拡散してしまうと、全ての情報を削除するのは困難になったり、時間がかかったりしますので、被害にあわれた場合には、情報が拡散する前の早期の相談が重要となります。

⁹ 被害者向け啓発サイト <https://www.safe-line.jp/against-rvp/>

3. 今後の方針

インターネット上に次々に新しい技術やサービスが登場し、人々のインターネットの利用のあり方も不断に変化しています。そのような変化に応じて、インターネット上で引き起こされる問題の姿もさまざまに変わっていくと予想されます。SIA では、今後もそのような変化に柔軟に対応して実効的な問題解決と安全なインターネット利用環境の実現に貢献できるよう、活動を継続していきます。

また、インターネット上で日々生じる問題を SIA の活動だけで解決していくのは到底不可能です。私たち以外にも民間で多くの取り組みが進んでいますし、行政機関・捜査機関との連携、また海外で同様の活動を行っている団体とも協力しながら、安全なインターネット利用環境の実現と自由な表現・言論活動の場の実現の両立に貢献していきます。

違法有害情報対応状況 -把握数-

A.違法情報	国内	国外	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	17,732	10,458	28,190
児童ポルノ公然陳列	1,314	14,548	15,862
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	52	-	52
売春目的等の誘引	144	265	409
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	226	59	285
規制薬物の広告	462	646	1,108
指定薬物の広告	16	90	106
指定薬物等である疑いがある物品の広告	-	-	-
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	1	1	2
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	95	175	270
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	21	72	93
識別符号の入力を不正に要求する行為	4	83	87
不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
児童を対象としたいじめに係る画像等	-	-	-
「リベンジポルノ」画像等	89	788	877
合計	20,156	27,185	47,341

B.有害情報	国内	国外	合計
けん銃等の譲渡等	-	3	3
爆発物等の製造	-	1	1
わいせつ物等の頒布	5	440	445
児童ポルノの提供	2	52	54
公文書偽造	33	75	108
殺人,強盗,強姦,放火,誘拐,傷害,脅迫,恐喝	34	8	42
偽造通貨の交付・取得	1	1	2
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報			
臓器売買	-	-	-
人身売買	-	-	-
自殺関与	1	1	2
硫化水素ガスの製造	18	95	113
痴漢行為	-	-	-
不正アクセス	-	-	-
盗撮行為	1	13	14
ストーカー行為等	-	-	-
戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手	-	-	-
児童を対象とした性風俗関連特殊営業を周旋する行為	-	-	-
その他	16	7	23
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報			
児童ポルノ公然陳列	31	230	261
規制薬物の広告	118	405	523
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	-	25	25
不正アクセス行為を助長する行為	-	2	2
私事性的画像記録の公表	42	94	136
自殺の誘引・勧誘	248	16	264
危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	-	8	8
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	-	-	-
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	-	1	1
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	-	-	-
合計	550	1,477	2,027

A.違法情報+B.有害情報	国内	国外	合計
合計	20,706	28,662	49,368

違法有害情報対応状況 -削除依頼数-

A.違法情報	国内	国外	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	15,570	374	15,944
児童ポルノ公然陳列	698	12,334	13,032
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	25	-	25
売春目的等の誘引	108	23	131
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	215	2	217
規制薬物の広告	388	39	427
指定薬物の広告	10	1	11
指定薬物等である疑いがある物品の広告	-	-	-
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	1	0	1
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	73	7	80
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	19	0	19
識別符号の入力を不正に要求する行為	0	0	0
不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
児童を対象としたいじめに係る画像等	-	-	-
「リベンジポルノ」画像等	88	784	872
合計	17,195	13,564	30,759

B.有害情報	国内	国外	合計
けん銃等の譲渡等	-	1	1
爆発物等の製造	-	0	0
わいせつ物等の頒布	4	0	4
児童ポルノの提供	2	14	16
公文書偽造	23	3	26
殺人,強盗,強姦,放火,誘拐,傷害,脅迫,恐喝	13	7	20
偽造通貨の交付・取得	1	0	1
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	-	-	-
臓器売買	-	-	-
人身売買	-	-	-
自殺関与	-	-	-
硫化水素ガスの製造	16	3	19
痴漢行為	-	-	-
不正アクセス	-	-	-
盗撮行為	1	0	1
ストーカー行為等	-	-	-
戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手	-	-	-
児童を対象とした性風俗関連特殊営業を周旋する行為	-	-	-
その他	8	0	8
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報	-	-	-
児童ポルノ公然陳列	16	1	17
規制薬物の広告	73	36	109
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	-	-	-
不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
私事性的画像記録の公表	42	91	133
自殺の誘引・勧誘	98	1	99
危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	-	8	8
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	-	-	-
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	-	1	1
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	-	-	-
合計	297	166	463

A.違法情報+B.有害情報	国内	国外	合計
合計	17,492	13,730	31,222

違法有害情報対応状況 -削除数-

A.違法情報	国内	国外	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	15,465	232	15,697
児童ポルノ公然陳列	692	11,941	12,633
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	25	-	25
売春目的等の誘引	103	15	118
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	103	1	104
規制薬物の広告	353	38	391
指定薬物の広告	7	1	8
指定薬物等である疑いがある物品の広告	-	-	-
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	1	0	1
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	71	7	78
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	19	0	19
識別符号の入力を不正に要求する行為	0	0	0
不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
児童を対象としたいじめに係る画像等	-	-	-
「リベンジポルノ」画像等	79	723	802
合計	16,918	12,958	29,876

B.有害情報	国内	国外	合計
けん銃等の譲渡等	-	1	1
爆発物等の製造	-	0	0
わいせつ物等の頒布	3	0	3
児童ポルノの提供	2	10	12
公文書偽造	23	2	25
殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝	13	5	18
偽造通貨の交付・取得	1	0	1
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	-	-	-
臓器売買	-	-	-
人身売買	-	-	-
自殺関与	-	-	-
硫化水素ガスの製造	9	3	12
痴漢行為	-	-	-
不正アクセス	-	-	-
盗撮行為	1	0	1
ストーカー行為等	-	-	-
戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手	-	-	-
児童を対象とした性風俗関連特殊営業を周旋する行為	-	-	-
その他	8	0	8
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報	-	-	-
児童ポルノ公然陳列	16	0	16
規制薬物の広告	66	35	101
未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	-	-	-
不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
私事性的画像記録の公表	34	80	114
自殺の誘引・勧誘	91	1	92
危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	-	0	0
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	-	-	-
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	-	1	1
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	-	-	-
合計	267	138	405

A.違法情報+B.有害情報	国内	国外	合計
合計	17,185	13,096	30,281

違法有害情報対応状況 -削除率-

A.違法情報		国内	国外	合計
	わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	99%	62%	98%
	児童ポルノ公然陳列	99%	97%	97%
	出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	100%	-	100%
	売春目的等の誘引	95%	65%	90%
	薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	48%	50%	48%
	規制薬物の広告	91%	97%	92%
	指定薬物の広告	70%	100%	73%
	指定薬物等である疑いがある物品の広告	-	-	-
	未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	100%	-	100%
	預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	97%	100%	98%
	携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	100%	-	100%
	識別符号の入力を不正に要求する行為	-	-	-
	不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
	児童を対象としたいじめに係る画像等	-	-	-
	「リベンジポルノ」画像等	90%	92%	92%
合計		98%	96%	97%
B.有害情報		国内	国外	合計
	けん銃等の譲渡等	-	100%	100%
	爆発物等の製造	-	-	-
	わいせつ物等の頒布	75%	-	75%
	児童ポルノの提供	100%	71%	75%
	公文書偽造	100%	67%	96%
	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝	100%	71%	90%
	偽造通貨の交付・取得	100%	-	100%
違法行為を直接的かつ	臓器売買	-	-	-
明示的に請負・仲介・	人身売買	-	-	-
誘引等する情報	自殺関与	-	-	-
	硫化水素ガスの製造	56%	100%	63%
	痴漢行為	-	-	-
	不正アクセス	-	-	-
	盗撮行為	100%	-	100%
	ストーカー行為等	-	-	-
	戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手	-	-	-
	児童を対象とした性風俗関連特殊営業を周旋する行為	-	-	-
	その他	100%	-	100%
違法情報に該当する疑	児童ポルノ公然陳列	100%	0%	94%
いが相当程度認められ	規制薬物の広告	90%	97%	93%
る情報	未承認医薬品の広告（危険ドラッグ含む）	-	-	-
	不正アクセス行為を助長する行為	-	-	-
	私事性的画像記録の公表	81%	88%	86%
	自殺の誘引・勧誘	93%	100%	93%
	危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	-	0%	0%
	遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	-	-	-
	望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	-	100%	100%
	児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	-	-	-
合計		90%	83%	87%
A.違法情報+B.有害情報		国内	国外	合計
合計		98%	95%	97%